

# 平成30年北海道胆振東部地震 災害義援金の安平町配分額を変更いたします。

北海道義援金配分委員会の第3次配分基準決定により、安平町災害義援金配分委員会において、次のとおり配分額（総支給額）が変更となりました。このことに伴い、被害区分により備考欄のとおり、増額配分されます。

※すでに申請済みの方については、手続きは必要ありません。

※口座振込みをもって支給決定通知とします。

## ○被害区分と配分基準

被害区分		第3次配分基準 (総支給額)		第2次配分基準 (現在支給額)		備考
人的被害	死亡者	1人あたり	100万円	1人あたり	100万円	増額配分なし
	重傷者	1人あたり	50万円	1人あたり	30万円	20万円の増額
住家被害	全壊（自己所有） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり	120万円	1家屋あたり	100万円	20万円の増額
	全壊（借家） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり	105万円	1家屋あたり	85万円	20万円の増額
	大規模半壊（自己所有） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり	65万円	1家屋あたり	50万円	15万円の増額
	大規模半壊（借家） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり	55万円	1家屋あたり	40万円	15万円の増額
	半壊（自己所有） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり	55万円	1家屋あたり	40万円	15万円の増額
	半壊（借家） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり	55万円	1家屋あたり	40万円	15万円の増額
	一部損壊（自己所有） ※別途住家修理金上限5万円	1家屋あたり	13万円	1家屋あたり	5万円	8万円の増額
	一部損壊（借家） ※別途住家修理金上限5万円	1家屋あたり	10.5万円	1家屋あたり	2.5万円	8万円の増額
	長期避難世帯で一部損壊 (自己所有・借家) ※別途住家修理金上限5万円	1家屋あたり	45万円	1家屋あたり	37万円	8万円の増額
	長期避難世帯で無被害 (自己所有・借家)	1家屋あたり	35万円	1家屋あたり	35万円	増額配分なし
	無被害 (自己所有・借家)	1家屋あたり	1万円	1家屋あたり	1万円	増額配分なし

【お問い合わせ先】

総合庁舎 総務課復興・生活再建支援室

TEL 22-2511